

## 春日井市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中や産後間もない時期に、精神的、身体的負担を軽減し、安心して子育てができるよう家事や育児の援助を行う家庭生活支援員（以下「ヘルパー」という。）を派遣する春日井市産前・産後ヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の委託)

第2条 市長は、事業の適切な運営が確保できると認められる者（次項において事業者という。）に事業の一部を委託することができる。

2 前項の規定により事業を委託しようとする場合における運用については、事業者が別に定めるところによる。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住する妊婦及び生後6月未満（多胎児の場合にあつては生後3年未満）の児童を養育する保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）とする。

### (援助の内容)

第4条 ヘルパーの行う援助の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 家事援助に関すること。

- ア 食事の準備及び後片付け
- イ 住居等の清掃及び整理整頓
- ウ 衣類の洗濯
- エ 生活必需品の買い物
- オ その他必要な家事

(2) 育児援助に関すること。

- ア 食事及び授乳介助
- イ おむつ交換

ウ 沐浴介助

エ その他必要な育児

(利用時間)

第5条 事業の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、児童一人（多胎児の場合にあつては同時期に妊娠又は出産した児童を合わせて一とみなす）につきそれぞれ当該各号に定める時間を限度とする。

(1) 単胎妊娠をしている者又は生後6月未満の単胎児を養育する保護者 50時間

(2) 多胎妊娠をしている者又は生後3年未満の多胎児を養育する保護者 120時間

2 前項の利用時間は、事業の利用1回につき1時間を単位として、1日につき4時間を限度とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(登録申請)

第6条 ヘルパーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産前・産後ヘルパー派遣事業登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに登録の可否を決定し、産前・産後ヘルパー派遣事業登録決定通知書（第2号様式）又は産前・産後ヘルパー派遣事業登録却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 申請者は、産前・産後ヘルパー派遣事業に係る手数料の細目料金（令和5年春日井市告示第45号）により、利用に要した費用を負担しなければならない。

(変更の届出)

第9条 登録の決定通知を受けた者は、事情の変更により次の各号のいずれかに

該当するときは、産前・産後ヘルパー派遣事業登録変更申請書（第4号様式）を、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 市内において転居したとき
- (2) 連絡先に変更があったとき
- (3) 手数料区分に変更があったとき  
(登録の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により登録の決定を受けたときは、登録の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録の決定を取り消したときは、産前・産後ヘルパー派遣事業登録取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(守秘義務)

第11条 事業の実施に従事する者は、事業の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(春日井市多胎児育児支援事業実施要綱の廃止)
- 2 春日井市多胎児育児支援事業実施要綱(令和3年10月15日施行)は廃止する。  
(経過措置)
- 3 廃止前の春日井市多胎児育児支援事業実施要綱第8条の規定に基づき登録の決定を受けたものであって、現に第3条に規定する対象者である者については、第7条の規定に基づく登録の決定を受けた者とみなす。
- 4 この要綱の施行の日前に廃止前の春日井市多胎児育児支援事業実施要綱第4

条及び第5条の規定による事業の利用があるときは、当該事業の利用は、この要綱の施行の日以後は、第5条の規定による事業の利用とみなす。